

「外国証券取引口座約款」の改正内容について

平成 28 年 1 月 1 日施行

下線部分改正箇所

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 2 3 条 (省 略) <u>(共通番号の届出)</u></p>	<p>第 1 条～第 2 3 条 (省 略) (新 設)</p>
<p>第 2 4 条 <u>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るもの</u>とします。その際、<u>当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うもの</u>とします。</p>	
<p>(当社への届出事項)</p>	<p>(当社への届出事項)</p>
<p>第 2 4 条の 2 <u>お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、及び印鑑及び個人番号等を当社所定の書類により当社に届出るもの</u>とします。</p>	<p>第 2 4 条 <u>お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び印鑑等を当社所定の書類により当社に届出るもの</u>とします。</p>
<p>第 2 5 条 <u>お客様は、当社に届出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届出るもの</u>とします。</p>	<p>第 2 5 条 <u>お客様は、当社に届出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届出るもの</u>とします。</p>
<p>第 2 6 条～第 3 3 条 (省 略)</p>	<p>第 2 6 条～第 3 3 条 (省 略)</p>
<p>(附則)</p>	
<p>この約款は、平成 2 8 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</p>	

以 上